

岩国市設計等業務における情報共有システム運用ガイドライン

令和 6 年 4 月 1 日

岩国市契約監理課

このガイドラインは、岩国市が発注する土木工事に係る設計、測量、地質・土質調査及び発注者支援業務における A S P 方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用について、必要な事項を定めたものである。

（目的）

システムの活用による受発注者または発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における業務の効率化や書類の簡素化を通じた生産性向上を目的とする。

（対象業務）

対象とする業務は、岩国市が発注する土木工事に係る設計、測量、地質・土質調査及び発注者支援業務のうち、受注者がシステムの使用を希望する業務とする。

なお、作業環境に鑑み、システムの利用が困難と認められる場合は、対象としないものとする。

（使用システム）

システムは、業務受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、岩国市のインターネット作業環境である以下の（１）および（２）においても動作が保障されることを原則とする。

（１）OS : W i n d o w s 10

（２）ブラウザ : M i c r o s o f t E d g e

（システムの機能要件等）

（１）国土交通省が定めた業務履行中における受発注者間の情報共有システム提供者機能要件 Rev1.2 に対応していること。

（２）システム提供方法は、A S P 方式とする。

（３）システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。

（４）システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

（工事帳票の様式）

システムで使用する帳票（主として「業務打合せ簿」、「打合せ協議記録簿」、「業務実施報告書」、「業務に関する（提出・報告）書」の様式は、山口県が定める業務委託共通仕様書様式であることを原則とする。

【参考】様式：https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/youshiki.html

(システム利用料)

システム利用に係る費用は、間接原価等に含まれる。

(利用者へのサポート体制)

システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者（利用者）からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。

また、システム利用者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

(業務の成果品)

受注者は、システムで収受された帳票（添付資料を含む）については、「電子納品に関する手引き【業務委託編】平成 29 年 3 月（山口県土木建築部）」に基づき電子納品することを原則とする。

(情報セキュリティ対策)

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

(個人情報の取扱い)

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用年月日)

令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼する業務から適用する。